

Ⅱ. <研究ノート>

1. スポーツ文化の価値と可能性

— 1960～70年代の国際的な宣言・憲章を中心に —

坂上 康博

はじめに

国や地域を越え、ヨーロッパさらには全地球的な規模で、スポーツのもつ特別の価値に注目が集まり、スポーツへのアクセスをすべての人間にとっての基本的な権利として謳いあげた「宣言」や「憲章」が、次々と姿を現わしたのは1960～70年代のことであった。それらは単なるスポーツ賛歌でも、スポーツを無批判的に促進しようとする意思表示でもない。現実の社会のなかでさまざまな問題を抱え込むに到ったスポーツに危機感を懐き、その軌道を人類の発展の糧となる方向に修正しようとした“現実との格闘の産物”に他ならない。

こうした取り組みを主導したのは、国際連合教育科学文化機構（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization）、略称ユネスコであり、その先駆けとなったのは、日本で開催されたひとつの会議だった。1964年10月25日、第18回オリンピック東京大会が、感動的な閉会式で全日程を終了したその翌日、東京上野の文化会館で開催された国際体育・スポーツ評議会（International Council of Sport and Physical Education）の第3回総会がそれである。同評議会は、1958年にユネスコとの共同組織として設立され、28カ国からの参加を得て開催されたこの総会で、それまでに準備を進めてきた〈スポーツ宣言〉の草案を採決する¹⁾。以後、この草案が各国、各団体に送付され、世界中からそれに対する意見が届けられる。こうして世界中の英知を結集しながらし、それらをふまえた新たなバージョンの〈ス

ポーツ宣言（Declaration on Sport）〉が、1968年10月12日、第19回オリンピック・メキシコシティ大会の開催前夜に発表されるのである²⁾。

〈スポーツ宣言〉につづいて、さらに2つの憲章が登場する。まずは、1975年3月21日にベルギーのブリュッセルにおいて、欧州スポーツ担当閣僚会議が採択し、翌76年9月24日に欧州評議会閣僚委員会が公式採択した〈ヨーロッパ・みんなのためのスポーツ憲章（European Sport for All Charter）〉³⁾である。

さらに1978年11月21日には、パリで開催された第20回ユネスコ総会において〈体育・スポーツ国際憲章（International Charter of Physical Education and Sport）〉⁴⁾が採択される。

これらのうち、〈スポーツ宣言〉と〈ヨーロッパ・みんなのためのスポーツ憲章〉との間には、6年以上の隔たりがあるが、欧州評議会が「みんなのためのスポーツ」を主要長期目標に採用したのは1966年であり、68年からはその中味を明確にするために起案小委員会が設立され、検討が積み重ねられていった⁵⁾。また、〈体育・スポーツ国際憲章〉の制定の動きも、1976年にはすでに始まっていた。つまり、これらの3つの文書の間にはタイムラグがなく、互いに連動しながら検討され、制定されていったのである。

以上の3つの文書は、日本でもスポーツの概念、スポーツ政策や行政の根本原理や精神等を考える際に参照されることが多く、体育・スポーツ関係者のあいだで広く知られている。いずれも発表・採択されてからすでに40～50年が経過している

が、ヨーロッパおよび世界の知恵と思いが凝縮されたこれらの文書は、今でもその意義を失っておらず、今日的な状況のなかでむしろその輝きを増しているようにさえ思われる。にもかかわらず、私たちはこれらの文書と向き合い、その中身を吟味し、自らの糧とするという努力を怠ってきたのではないだろうか。

これらの文書から学び取るべきことは多々あるが、本稿では、スポーツのもつ人類史的な価値や可能性、文化的特質やパワーに照準を定めて、3つの文書から重要と思われる箇所を摘出し、必要に応じてコメントを加えてみることにしたい。それによってヨーロッパおよび世界と日本の間にあるギャップを少しでも埋めることができれば、と思う。

1. スポーツと教育の結合

スポーツ＝善ではない。スポーツ＝悪ともなりうる。これが3つの文書を貫く大前提である。では、人類の発展に貢献するためにスポーツ＝善とするにはどうすればいいのか？（スポーツ宣言）が示した方向性は明快だ。「スポーツと教育とが1つの環に結合されなければならない」⁶⁾とユネスコ事務局のフランシス氏が強調したように、〈スポーツ宣言〉はその前文⁷⁾で、

- 1 スポーツとは、プレイの性格をもち、かつ自己あるいは他者とのたたかい、または自然の構成要素との対決を含む身体活動である。
- 2 この活動が競争をとまなう場合には、つねにスポーツマンシップにもとづいて遂行されなければならない。フェアプレーの観念なしに真のスポーツは存在しえない。
- 3 以上のように定義されるスポーツは、教育にとって注目すべき手段である。

とスポーツのあるべき姿を規定した。1はスポーツの概念規定であるが、そこでいう「プレイの性格」とは、ホイジンガやカイヨワらの遊戯の定義、いわゆるプレイ論を前提としたもので、限定され

た時間と空間のなかで、絶対的な拘束力をもつルールの下で行われる自発的な活動といった性格を指しているのとらえていいだろう⁸⁾。注目したいのは、それにつづく2、3である。そこでは、競争を伴う場合にはスポーツマンシップにもとづいて遂行されること、それが絶対条件であり、それがあってはじめてスポーツは教育手段となりうる、つまり人格形成に資することができる⁹⁾と断言しているのである。

要するにスポーツは「諸刃の剣」なのだ。スポーツマンシップとは、フェアプレーの精神と同義で、スポーツマンとして求められる、明るく正々堂々と全力を尽くして競技をする態度や精神のことだが、それが欠落したスポーツは非教育的な活動となり、むしろ人格を歪めるものとなってしまう。理由は簡単だ。スポーツ心理学の研究が明らかにしているように、競争によって勝ちたいという欲求が芽生え、それがどんどん強くなり、やがて「どんな方法を使っても勝ちたい」という勝利至上主義的な考えや行動、そして試合の相手を憎んだり、相手の不運を期待したりするようなスポーツマンシップに反する態度が生まれてくるからである。それは猛烈な勢いでスポーツマンの内面に浸透していく。

たとえば、アメリカの2人の心理学者が行なったスポーツ選手の性格に関する調査報告のタイトルは、「スポーツ。もし人格を形成したいなら違うことを試みよ」というものだった⁹⁾が、これはアメリカに限った話ではない。日本でなされた各種の調査結果も同じであり、スポーツとの関わりが深くなるほど勝利欲求が強くなり、その結果、スポーツをやればやるほどスポーツマンシップに反する考えや態度が生まれてくる¹⁰⁾ことが明らかになっている。つまり、スポーツマンシップはスポーツ活動によって形成されるどころか低下する、というのが現実の姿なのだ¹⁰⁾。

しかしまた、勝利欲求の高まりがそのままスポーツマンシップの低下を招くわけではない。スポーツマンシップの形成を促すことももちろん可能

だ。その際とくに鍵となるのは、勝利や敗北をどうとらえるかであり、さらに根源にさかのぼって言えば、試合や練習そのものの意味をどうとらえているかである。この点に関する指導者の意見や指導方針が決定的に重要であり、勝利や敗北を指導者がどう評価し意味づけるかによって、選手たちの考えや態度は大きく変わる。〈スポーツ宣言〉がめざすスポーツの教育の結合は、実践場面においてはこのような課題をわれわれに突きつけているのである。

2. スポーツ＝自由で自発的な身体活動

スポーツの概念について、さらに〈ヨーロッパ・みんなのためのスポーツ憲章〉の場合をみてみよう。

「すべての個人は、スポーツに参加する権利をもつ」と謳った第1条は、あまりにも有名であるが、同憲章の「背景と注釈」¹¹⁾によれば、ここでのスポーツとは、余暇において行われる「自由で自発的な身体活動」(注釈1)を意味する。つまり、自分で選んだ自分のための余暇活動ということだ。これは、〈スポーツ宣言〉がいう「プレイの性格」の一要件である自発性とも重なる。

「スポーツに参加しない権利は、参加する権利と同様に重要である」(第1条注釈)。このようなスポーツへの不参加権の強調は、私たち日本人を驚かすものだが、それはここでいうスポーツがあくまで「自由で自発的な身体活動」であるからであり、参加するか否かの選択権が個人にある、ととらえているからである¹²⁾。これが大前提なのだ。

このようなとらえ方は、プレイ論だけではなく、余暇＝レジャーを「プレッシャーに対して自由な、自分自身が選択した、自分のための時間、活動、または心の状態」と定義する欧米のレジャーサイエンスの成果とも一体となったものであり、レジャーを余暇(あまった時間、ひま等)と翻訳してきたわれわれ日本人の感覚とはかなりの隔たりがある¹³⁾。こうした差異をしっかりとふまえたうえで、これらの文書を理解しなければならない。

〈ヨーロッパ・みんなのためのスポーツ憲章〉におけるスポーツは、「自由で自発的な身体活動」という自主性、自発性を不可欠の条件とした身体活動を意味しているのであり、だからこそスポーツが質の高い人生、あるいは生きることの意味にも関連することになるのである。「スポーツの振興は、人間性を発展させるひとつの重要な要素として奨励されるべき」(第2条)、あるいは「スポーツは、社会・文化を発展させる一要素なのである」(第3条)といった条文は、こうしたスポーツ概念と一体となったものなのだ。「各レベルの公共機関は、自由意志によるスポーツ活動を支援する義務がある」(付帯決議I-4)という公共機関の義務規定のばあいも同様である。

このようなスポーツ概念にあてはまるスポーツが、本格的に普及しはじめたのは、日本のばあい1970年代以降こととっていいだろう。とはいえそれは、長時間労働や施設の貧困さ等によって、ヨーロッパなどと比較して大きな遅れをとっており、その一方で、学校の運動部活動や企業スポーツが依然として大きな比重を占めている。欧米的なレジャー概念が社会一般だけでなく、研究者のあいだでも普及していかない最大の要因は、こうした日本のスポーツ状況そのものに求められるのではないだろうか¹⁴⁾。

3. スポーツの意味や意義の多様性

余暇における「自由で自発的な身体活動」というスポーツの定義は、スポーツの意味や意義の多様性という問題にもつながっていく。

「スポーツは万人の関心を集めているのだから、参加することの意味もまた各人各様であろう。スポーツを通じて個人は、多様に分化した目標や満足をもとめるに違いない」(注釈5)。たとえば、生理的な機能改善、感情の発散、気分転換、他の人間とのコミュニケーション、都会の喧噪からの逃避、技能向上による自己実現などである(注釈5.1～5.5)。

「スポーツがすべての者にとって同じ意味をも

つことはないし、また誰にでも通用するスポーツがあるわけでもない。こうしたことを無視してスポーツの弁護を試みるのは短期的にみればスポーツの過大評価であり、また長期的にみれば過小評価である。スポーツの特殊な重要性は、それがさまざまな人びとに対してそれぞれ異なった意義を与え、またひとりの人間に対しても年齢段階に応じてそれぞれ異なった意義を与えうる点にある」（注釈8）。

多様な意味や意義を人びとに与えることができる——この点にこそ「スポーツの特殊な重要性」があるというのである。自分の周りを見渡すだけで、体力づくり、ストレス解消、ダイエット、身体鍛錬や精神修養等々とスポーツの意味や意義がきわめて多様であり、各人各様であることがわかるはずだ¹⁵⁾。さらにそれは一個人のなかでもライフステージ等によって変化していく。

重要なことは、この憲章において、スポーツの意味や意義は各自が決定すべきものとして扱われていることである。これを行政やスポーツ団体の側にひきつけてとらえるならば、スポーツの意味や意義については、各自の自己決定権に属する事項として取り扱う必要があるということになるだろう。日本では、この点がほとんど考慮されていないように思われるので、ここで改めて強調しておきたい¹⁶⁾。

4. スポーツの社会的な効力と自己目的性

1) 対症療法以上の力

本稿で取り上げた3つの文書の背景には、スポーツをめぐる危機だけではなく、工業化や都市化、自然環境からの人間の隔離などが急速に進み、人間の生活や労働にかつて経験したことのない深刻な歪みが生じているという危機意識も存在していた。

たとえば、〈スポーツ宣言〉では、「スポーツは、現代生活がもたらす精神的緊張に対処するための不可欠な要素になりつつある。スポーツは、産業化、都市化、機械化によって脅かされている人間

の体と心のバランスに貢献する。……スポーツは、肉体と精神と意志を同時に行使するきわめてまれな活動のひとつである」¹⁷⁾とし、さらに〈ヨーロッパ・みんなのためのスポーツ憲章〉では、そうした歪みに対抗し、「生存に必要な身体的・精神的な力を維持し、退歩から人類を護る」（注釈1）、犯罪者や逸脱者の増加、社会的孤立の増大といった問題に対しても、「スポーツは対症療法以上のものを提供する」（注釈7）とされている。

ヨーロッパで発生した社会的な諸問題や歪みに対して、スポーツは対症療法以上のいわば「根本的な対処策」（注釈7）としての効力をもつとされているのであり、それらを「現代ヨーロッパの労働環境、生活環境を確立するためになすべきスポーツ社会貢献」（注釈6）ととらえている。そして、スポーツがもつこうした特別な効力は、「他の代替品あるいは社会・政治活動」では成し得ない独自のものであるというのである（注釈7）。

この憲章では、こうしたスポーツのもつ特別な効力を発揮させるべく、政府やスポーツ団体に向かって、「スポーツは人間の開放に助力すべきであって、人間を従属させたり墮落させたりしてはならない——スポーツはこの機械化された社会に残されている人間的な要素を守るために助力せねばならない」「スポーツが人間の資質を十分に発揮させ自己を凌駕させる自由にして自発的な活動として、その高潔さを保つべきである」（第5条注釈）と主張している。

2) 自己目的的な活動としてのスポーツ

また、その一方で、「スポーツをすること自体が完全にして満足な1つの目標となりうる。技能をみがく訓練をする場合、そのことのなかに自己表現があり、またその者が感じている自己一致（identity）性をより明白にすることができる」（注釈6）としている。つまりスポーツは、それ自体を目的とする自己目的的な活動にもなりうるのである。

〈スポーツ宣言〉では、「スポーツは、人間に自分自身を知り、表現し、凌駕する機会を与える。

それは、人間の動作を鍛え、能力を高めることを可能にする。それは、明白な身体的な限界から人間を解放し、その活動の中で、それまでほとんど気づくことがなかったひとつの自由——『身体的自由』を示す¹⁸⁾とその内実にやや踏み込んだ見解を披露している。

3) 分裂主義への戒め

社会的な病理等に対処する有効な手段としてのスポーツ。自己目的的な活動としてのスポーツ。この両者の関係をどうとらえるべきか？ この点についても、〈ヨーロッパ・みんなのためのスポーツ憲章〉では、次のような重要な指摘がなされている。両者の「区分をあまり強調しすぎると分極主義を生じさせてしまう。つまり、一方の極では、病気の予防や治療の目的に気をとられすぎ、他方の極では、伝統的なスポーツやレクリエーションの『純粋性』に固執し、いかなる形態であれ『ねらいをもった』活動は軽蔑する、という事態が生じる。どちらを強調するのも誤りである。なぜなら現在の社会的・文化的状況のもとでは、両者からの接近が必要とされており、両者は相互に補強し合うことができるからである」(注釈 10)。

こうした視点の重要性については、以前にも紹介したことがある¹⁹⁾が、個々人の側からと社会の側から、つまり内側と外側の両方の視点から評価する必要があるということだ(注釈 6)。スポーツ研究者だけでなく、スポーツ行政、民間のスポーツ組織やクラブ、あるいは個人にとっても重要な指摘だといえよう。

4. スポーツ文化のパワーと可能性

1) スポーツが作り出す「人間関係の新しい次元」

たとえば、スポーツは、「社会的な交際の機会をつくりだす。なぜなら、参加することは経験を分かちあうことであり、たんなる顔合せをするだけの機会ではないからである」(注釈 6.4)。なかなか見事な指摘だと思う。たとえば、2006年に福島県で開催された「伊達ももの里マラソン大会」に

は3,541名の市民ランナーが集ったが、そこではマラソンという共通体験を核とした新たな人間関係が生まれたにちがいない。また、その反対にこの大会は、幾人かの人びとに対しては、「孤独を約束し都会の喧騒から逃れさせる」(注釈 5.4)機会を与えたかもしれない。

スポーツが作り出す人間的な社会関係について、〈スポーツ宣言〉は次のように述べている。

「スポーツは、歓喜と率直な雰囲気の中かで人間を出会わせる。それは人間が、お互いをより全面的に理解し、尊敬できるようにし、連帯の意識や高潔な無私の行為を見極める能力を目ざめさせる。それは兄弟愛の観念に新たな重要性を与える。」
「スポーツ・グループは1つの家族である。各人がそこで見つけるであろう思いやりと人間的な暖かさ、スポーツ競技によって作り出すことができる友情が、その結束の鍵である。」²⁰⁾

「スポーツは、金銭や職業的成功に基づくヒエラルヒーとは無縁の、友情と兄弟愛の精神が浸透した社会グループの創設を可能にし、人間関係に新たな重要性をもたらす。こうしてスポーツは、幸福な地域的、全国的そして国際的な関係を築くための具体的基礎を提供するのである。」²¹⁾

格調高い文章である。重要なことは、スポーツが「人間関係の新しい次元」の実現を可能とする、としている点である。それはどのようなものか？

象徴的な例をひとつあげてみよう。たとえば、映画『つりバカ日誌』の主人公浜ちゃん(西田敏行)とスーさん(三国連太郎)の関係を思い浮かべてほしい。この二人は、会社では明確なヒエラルヒーの中において、社長と社員という関係であるが、釣りという余暇活動の場面になると、両者の関係が逆転して師匠と弟子、あるいは釣り仲間という同列の関係に変化する。そして、そこでは会社でのヒエラルヒーとは無縁なあたたかい愛や情に満ちた人間関係が展開される。こんな事例は映画の世界だけでなく、私たちの身近なところにくらでもある。

2) スポーツがもつ「万人に訴える力」

スポーツの独自性として強調されているものは他にもある。たとえば、「万人に訴える力」である。それを可能にしているのは、「身体的なプレイの本質である単純さ」（注釈7）だ。スポーツ選手のスピードや力強さ、巧みさなどは見ただけでそのすごさがすぐわかる。自分の体験を基礎にそのすごさを実感できる。そうした単純さが「直接かつ率直にスポーツにひきつける力を与えているのである」（注釈7）。「エリートスポーツは芸術と並ぶ地位にある。たしかに、その美的・劇的な要素は長続きせず一時的ではあるが、しかし同時にのびのびとして肩がこらない」（注釈 6.6）。ピカソの絵やクラシック音楽のすごさを理解することは誰にもできることではないが、100メートルを9秒台で走るランナーのすごさ、そのパフォーマンスの高さは、誰もがひと目で理解できるだろう。

スポーツがもつ「万人に訴える力」を可能にしているもうひとつのものは、「スポーツの非言語的な特性」（注釈7）である。それが「スポーツを真に民主的で国際的なものにし、教育や社会階級、人種、宗教および言語によって分けられた境界線を消し去ることを可能にしている」（注釈7）。よくいわれるところの“世界の共通語”としてのスポーツである。

この特性は、大きくは世界平和を構築する可能性として語られる。〈体育・スポーツ国際憲章〉では、「世界共通語としての体育・スポーツにおける協力と相互利益の追求を通じて、すべての諸国民は、恒久平和、相互尊重、および友好の維持に貢献し、国際問題解決のための好ましい環境を作り出すであろう」（10・3）としている。オリンピック運動はまさにそれを目的意識的に追求する国際的平和運動にほかならない。「あらゆる人種とさまざまな信条をもつ競技者たちに見出すことができるフェアネスと友情の精神に満ちたオリンピック大会は、この地球上に存在する緊張の緩和に貢献することができる」²²⁾。

3) 自然環境への関心の喚起

最後に自然環境との関係についても取り上げて

おこう。「とりわけ野外での活動は、人間の感性を豊かにする」²³⁾。「体育・スポーツを自然環境の中で一体化することは体育・スポーツを豊かにし、地球資源の尊重と、人類全体のより大きな幸福のために保存し使用する関心とを呼び起す」（〈体育・スポーツ国際憲章〉序文）。

こうした主張を聞いて、自然の中を駆け抜けるランニングやウォーキングなどを思い浮かべた方も多いのではないだろうか。たとえば作家の灰谷健次郎は、ランニングによって「心と体は対等で、両者の相談によって、あらゆるスポーツは成り立つ」ということ、「そして生命というものは心身の対話のうえで成立しているという、いわば自明のこと」を学んだという。そして「走ることの楽しさを自分のものにすることができた」時、「自分を律するおもしろさ」を知るとともに、「きょうはリンドウの花が咲いているぞ、もうモンシロチョウが飛びはじめたぞとか、自然に事象に敏感になっている自分を発見する。これらの生命と共に在るんだなあと、しみじみ思うのである」と述べている²⁴⁾。

環境をどう感じるかは、受け止める側の感性によるが、灰谷氏のこの発言は、スポーツがそれを豊かにする可能性を秘めているということを示唆しているといえよう。

おわりに

以上本稿では、3つの国際的な文書において、スポーツがもつ人類史的な価値や可能性、文化的特質やパワーパワーや特性、その可能性がどのようにとらえられているかをみてみた。取り上げた論点はごく一部にすぎず、それらを深く掘り下げることができなかったが、それでも、これらの文書がもつ思想的な輝きや重要性についてはそれなりに示せたのではないかと思う。しかし、そのことが物語っているのは、何よりもそれとの対比で浮き彫りになる日本のスポーツの後進性に他ならない。

ヨーロッパおよび世界との差は、早急に埋めて

いかねばならない。関心をお持ちの方には、ぜひこれらの文書を実際に読み、各自の視点から有効と思われるものを見つけ出し、活用していただきたい。3つの文書は、それに応えるだけの内容を備えており、そのような発見と活用を待ち望んでいる。

【注】

- 1) 体育の科学編集部「国際スポーツ体育協議会第3回総会から」『体育の科学』第14巻、1964年12月、p.716。
- 2) René Maheu's Message and Philip Noel-Baker's Introduction, in International Council of Sport and Physical Education, *Declaration on Sport*, p.3,8. 本稿では、https://www.icsspe.org/sites/default/files/Declaration%20on%20Sport_english.pdf で公開されている *Declaration on Sport* を用い、日本語に翻訳して引用する。なお、International Council of Sport and Physical Education (ICSPE) は、1982年に International Council of Sport Science and Physical Education (ICSSPE) に名称を変更した。
- 3) 來田享子「欧州評議会におけるスポーツと性にかかわる差別に関する近年の審議」『中京大学体育学論叢』第50巻第2号、2009年、p.6。本稿では、中村敏雄編『スポーツ政策』大修館書店、1978年、の参考資料「各国の体育・スポーツ関係の法規、宣言・決議など」に翻訳・収録されている「ヨーロッパ・みんなのためのスポーツ憲章 (Draft Recommendation on the European Sport for All Charter)」を用い、引用の際には、条文および注釈に付された番号を本文中に表示する。また、同憲章の「付帯決議」は、伊藤堯・山田良樹編『スポーツ六法』道和本書院、1991年、収録のものを用いる。なお、1992年9月24日には、新たな「ヨーロッパ・スポーツ憲章 (European Sports Charter)」が欧州評議会閣僚委員会によって公式採択され、2001年5月16日にはその改正がなされている。
- 4) 本稿では、永井憲一監修『教育条約集』三省堂、1987年、に翻訳・収録されている条文を用いる。なお、同憲章の第7条は、1991年7月19日の第26回ユネスコ総会で改正された。
- 5) 前掲『スポーツ政策』p.xx。欧州スポーツ担当閣僚会議は、1966年に文化協力会議 (Council for Cultural Cooperation) が採択した原理宣言をはじめ、各種国際団体のによってなされた業績を積極的に受け入れていった (同上 p. xix, xxvii)。
- 6) 前掲「国際スポーツ体育協議会第3回総会から」p.715。スポーツと教育を結合することの重要性については、2009年10月5日に開催された第13回オリンピック・コンGRESSで出された特別声明「社会におけるオリンピック・ムーブメント (The Olympic Movement in Society)」 (http://www.olympic.org/documents/conferences_forums_and_events/2009_olympic_congress/olympic_congress_recommendations.pdf) の提言7でも強調されている。
- 7) この前文は、「フランスのスポーツ高等委員会 (Haut Comité des Sports, France) の理論に関する委員会レポートからの引用」と表記されている (前掲 *Declaration on Sport*, p.9)。
- 8) プレイとスポーツの関係については、ピーター・マッキントッシュ (寺島善一・岡尾恵市・森川貞夫編訳)『現代社会とスポーツ』大修館書店、1991年、オマー・グレーペ (永島惇正・岡出美則・市場俊之訳)『文化としてのスポーツ』ベースボール・マガジン社、1997年、などを参照。
- 9) Btuce C. Ogilvie and Thomas A. Tutko, 'Sport. If you want to build character, try something else', *Psychology Today*, October 1971. Tony Mason, *Sport in Britain*, Faber and Faber, 1988, p.111. 邦訳トニー・メイソン (松村高夫・山内文明訳)『英国スポーツの文化』同文館、1991

- 年、p.174。
- 10) 岡沢祥訓「講座新しい体育心理学第11回運動による人間形成」『学校体育』1989年2月号など。
- 11) 前掲『スポーツ政策』pp.xx-xxxiv。
- 12) スポーツ振興法(1961年制定)には、同法の法律の運用にあたっては、スポーツをすることを国民に強制してはならないとする条項(第1条第2項)があったが、スポーツ基本法(2011年制定)には継承されなかった。
- 13) 大貫映子編『やっぱりスポーツが気にかかる』窓社、1997年、pp.v-vii。大貫氏は、同書で「レジャーを論じることは、広く、質の高い人生とは、または生きることを考えることに及ぶ」というスタンリー・パーカー氏の発言も紹介している(同p.vii)。
- 14) たとえば、英国のスポーツ史研究者ジェフ・ヒル氏は、スポーツ史をレジャー史というより大きな枠組みの中で追究すべきであると主張し(Jeffrey Hill, 'Sport History in Britain: Themes and Issues', presented at Waseda University on 28 September 2011)、それを著書 *Sport in History: An Introduction*, Palgrave Macmillan, 2010 などによって説得的に示している。
- 15) スポーツの意味や意義の多様性は、たとえば日本の総理府が継続的に実施している「体力・スポーツに関する世論調査」の結果にも示されている。
- 16) 武道の意味や意義に関しては、拙稿「現代武道の文化的課題」『体育科教育』1993年12月号、で指摘した。
- 17) 前掲 *Declaration on Sport*, p.12
- 18) Ibid., p.9
- 19) 座談会「スポーツ思想とアカデミズム、ジャーナリズム」『現代スポーツ評論』第23号、2010年、pp.30-31。
- 20) 前掲 *Declaration on Sport*, p.9
- 21) Ibid., p.12
- 22) Ibid., p.17
- 23) Ibid., p.12
- 24) 灰谷健次郎『遅れてきたランナー』ランナーズ、1990年、p.37、80、81。